

【筑波大学】新型コロナウイルス感染防止対策についてのお願い

本学の施設を使用するにあたり、以下のとおり感染防止対策をご実施願います。

1. 使用人数は、本学施設の定める収容人数以内とする。以下のいずれかに該当する場合は参加を認めない。
 - ① 発熱等の風邪症状（体調不良）がある場合
（医療機関等を受診し、医師の診断を受けた者はこの限りではない。）
 - ② P C R検査等により新型コロナウイルスに感染していると診断されてから、
厚生労働省が療養を推奨する期間 又、参加後に体調の不調を感じた者は、速やかに帰宅させる。
2. 出入口等にアルコール消毒液を設置する。
3. 人と人の距離や座席の間隔を確保する。
4. 適宜外気を取り入れる換気を実施する。

備考： 消毒液等の上記対策に必要な物品は使用者側で用意すること。